

○高山市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

昭和53年9月30日

教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、高山市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和51年高山市条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可申請)

第2条 条例第4条第1項の規定による許可を受けようとする者は、現状変更行為許可申請書（別記様式第1号）を高山市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 行為の所在地を示す付近の見取図
- (2) 行為に関する設計書及び設計図
- (3) 行為前の当該現状写真
- (4) その他参考となる資料及び委員会が必要と認めるもの

(許可書の交付)

第3条 委員会は、条例第4条第1項の規定による許可の決定をしたときは、現状変更行為許可書（別記様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(現状変更行為の完了届)

第4条 条例第4条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為が完了したときは、速やかに現状変更行為完了届出書（別記様式第3号）を委員会に提出しなければならない。

(協議の手続)

第5条 条例第6条後段の規定による協議は、別記様式第1号に準じて記載した協議書を委員会に提出するものとする。

(通知の手続)

第6条 条例第7条後段の規定による通知は、別記様式第1号に準じて記載した通知書を委員会に提出するものとする。

(損失の補償)

第7条 条例第10条の規定による損失の補償の額及びその方法については、委員会と損失を受けた者とが協議のうえ市長の同意を得て委員会が定めるものとする。

(補助の申請)

第8条 条例第11条の規定による補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記

様式第4号)を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 設計書及び設計図

(2) 現状写真

(3) 収支予算書

(補助の額)

第9条 前条の規定による補助申請又は次条の規定による補助の変更申請に係る補助金の額は、条例第3条に基づく保存計画に定められた助成基準の範囲内において、委員会が当該申請書を審査し、査定した額とする。

(令5教委規則7・一部改正)

(事業内容等の変更)

第10条 前条に規定する補助金の交付の決定を受けた者が補助事業等の内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書(別記様式第5号)を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 設計書及び設計図

(2) 収支予算書

(令5教委規則7・追加)

(実績報告)

第11条 第9条に規定する補助金の交付の決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、速やかに実績報告書(別記様式第6号)を委員会に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助事業経費収支精算書

(2) 補助事業実施仕様書

(3) 完成写真

(4) その他委員会が必要と認めるもの

(令5教委規則7・旧第10条繰下・一部改正)

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

(令5教委規則7・旧第11条繰下)

附 則

この規則は、伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示のあつた日から施行する。

附 則（平成17年11月18日教委規則第25号）

この規則は、平成17年12月1日から施行し、施行の日以後の申請に係る補助金について適用する。

附 則（平成22年9月22日教委規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存ずるこの規則による改正前の様式については、この規則による改正

後の規定にかかわらず、平成23年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成24年6月22日教委規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際、従前の規定による帳票でその用紙の残存するものについては、その残存分

に限り、修正して使用することができる。

附 則（令和3年7月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年9月28日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

(別記様式第1号)

(別記様式第1号)

年 月 日

(あて先) 高山市教育委員会

住 所

氏 名

現 状 変 更 行 為 許 可 申 請 書

下記のとおり保存地区内において現状を変更したいので申請します。

記

- 1 行為の所在地
- 2 行為を行う理由
- 3 行為の内容及び方法
- 4 着手及び終了の予定期日
- 5 施行者の住所氏名
- 6 その他参考となる事項

(添付書類)

- (1) 付近見取図 (2) 設計書及び設計図 (3) 現状写真
- (4) その他教育委員会が必要と認めるもの

(別記様式第2号)

(別記様式第2号)

許可番号
年 月 日

様

高山教育委員会 ㊤

現 状 変 更 行 為 許 可 書

年 月 日付で申請のあった保存地区内の下記の現状変更行為を許可します。

記

現状変更の内容

(別記様式第3号)

(別記様式第3号)

年 月 日

(あて先) 高山市教育委員会

住 所

氏 名

現 状 変 更 行 為 完 了 届 出 書

年 月 日付で許可のあった保存地区内の現状変更行為は、下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 行為の所在地
- 2 行為を行なった内容及び方法
- 3 着手及び完了期日
- 4 施行者の住所氏名
- 5 完成写真

(別記様式第4号)

(別記様式第4号)

年 月 日

(あて先) 高山市教育委員会

住 所

氏 名

高山市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付申請書

下記のとおり補助金の交付を受けたいので申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、私の市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 事業の種類及び内容
- 2 補助対象事業に係る経費の総額
- 3 補助金交付申請額
- 4 着手及び完了の予定期日
- 5 その他参考となる事項

(添付書類)

- (1) 設計書及び設計図 (2) 現状写真 (3) 収支予算書

(別記様式第5号)

(別記様式第5号)

年 月 日

(あて先) 高山市教育委員会

住 所

氏 名

高山市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金変更交付申請書

年 月 日付けでの交付の決定を受けた伝統的建造物群保存地区保存事業について、
下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 変更理由及び内容
- 3 変更に伴う事業費の増減
- 4 変更に伴う補助金の増減
- 5 その他参考となる事項

(添付書類)

- (1) 設計書及び設計図 (2) 収支予算書

(別記様式第6号)

(別記様式第6号)

年 月 日

(あて先) 高山市教育委員会

住 所

氏 名

高山市伝統的建造物群保存地区保存事業実績報告書

年 月 日付高山市教育委員会指令第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 事業の種類及び内容
- 2 事業の実施場所
- 3 着手及び完了期日
- 4 補助金の交付決定額とその精算額

(添付書類)

- (1) 補助事業経費収支精算書
- (2) 補助事業実施仕様書
- (3) 完成写真
- (4) その他教育委員会が必要と認めるもの

(別記様式第1号)

(平22教委規則3・令3教委規則1・一部改正)

(別記様式第2号)

(平22教委規則3・一部改正)

(別記様式第3号)

(平22教委規則3・令3教委規則1・一部改正)

(別記様式第4号)

(平22教委規則3・平24教委規則1・令3教委規則1・一部改正)

(別記様式第5号)

(令5教委規則7・追加)

(別記様式第6号)

(平22教委規則3・令3教委規則1・一部改正、令5教委規則7・旧(別記様式第5号)
繰下)